

特定非営利活動法人日本歯科放射線学会「歯科放射線准認定医」制度規則

第1章 総則

第1条 本制度は歯科医療におけるエックス線の使用に関して、基本的な知識と技量を有する歯科医師を育成することにより、安全で適正な画像検査の普及を図り、国民の保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために特定非営利活動法人日本歯科放射線学会（以下「学会」という）は、歯科放射線准認定医（以下「准認定医」という）を認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。

第2章 准認定医の認定

第3条 准認定医の認定は、認定委員会の審査により判定し、理事会の議決を経て、総会に報告する。

第3章 准認定医の申請資格

第4条 准認定医になろうとする者は、申請資格を満たした後に、准認定医認定試験に合格しなければならない。

第5条 准認定医認定試験を受ける者は、以下の各号を満足しなければならない。

- (1) 日本国の歯科医師免許を有し、良識ある人格を持つ者
- (2) 学会の正会員である者
- (3) 准認定医認定試験の受験日から遡って1年以内に学会教育委員会主催の生涯学習研修会を1回以上受講した者

第4章 認定の手続き

第6条 准認定医認定試験を受けようとする者は、別に定める申請書類に所定の認定申請手数料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。

第7条 学会は試験に合格し所定の認定手数料を納付した者に認定証を交付する。

第5章 准認定医の更新

第8条 准認定医は3年ごとにその資格の更新を受けなければならない。

第9条 准認定医の更新には別に定める一定の条件を満たした後に、准認定医更新試験に合格しなければならない。

第6章 准認定医の資格の喪失

第11条 准認定医は次のいずれかの理由により、認定委員会の議を経て、その資格を喪失

する。

- (1) 資格を辞退した場合
- (2) 歯科医師免許を喪失した場合
- (3) 学会会員の資格を喪失した場合
- (4) 第8条に規定する資格の更新をしなかった場合
- (5) 第9条に規定する資格の更新条件が満たされなかった場合
- (6) 准認定医としてふさわしくない行いが認められた場合

第7章 補則

第10条 本規則を変更する場合には、理事会の承認を得なければならない。

附則 この規則は、平成28年6月7日から施行する。

特定非営利活動法人日本歯科放射線学会「歯科放射線准認定医」制度施行細則

第1章 総則

第1条 特定非営利活動法人日本歯科放射線学会「歯科放射線准認定医」制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、同規則に定められた以外の事項については、この准認定医制度施行細則（以下「細則」という）に従うものとする。

第2章 准認定医の認定

第2条 准認定医認定試験を受ける者は、次の各号に定める申請書類に第7条に定める手数料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 准認定医申請書（様式1）
- (2) 履歴書（様式2）
- (3) 歯科医師免許の写し
- (4) 生涯学習研修会の受講証明書

第3条 准認定医認定試験は筆記により行い、認定委員会において合否を判定する。

第3章 准認定医の更新

第4条 准認定医を更新しようとする者は、別表1に示す研修単位を3年間に10単位以上を履修すると共に、所定の課題についてレポートを提出することを要する。

第5条 准認定医の資格を更新しようとする者は、資格が消失する日の3ヶ月前までに、次の各号の書類に手数料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 准認定医更新申請書（様式3）
- (2) 履歴書（様式2）
- (3) 研修記録（様式4）
- (4) 上記の研修を証明できる資料

第6条 過去3年間で取得した単位数が、所定の単位数に満たない場合は、資格更新の猶予を申し出て、所定単位を取得後に更新の申請をすることができる。ただし猶予期間は2年間までとする。

第4章 手数料

第7条 本制度の施行に関わる手数料は次のように定める。

- (1) 准認定医認定申請手数料（受験料） 10,000円
- (2) 准認定医認定手数料（交付料） 10,000円
- (3) 准認定医更新申請手数料（受験料） 10,000円
- (4) 准認定医更新手数料（交付料） 10,000円

第5章 補則

第8条 本細則を変更する場合には、理事会の承認を得なければならない。

附則

この施行細則は、平成19年8月27日から施行する。

附則

この施行細則は、平成20年11月19日から施行する。

附則

この施行細則は、平成26年6月6日から施行する。

附則

この施行細則は、平成28年6月7日から施行する。

附則

この施行細則は、平成28年10月29日から施行する。